

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

FATCA政府間モデル協定の公表

Contents

- ▶ 概要
- ▶ モデル協定の骨子
- ▶ 各論
- ▶ 影響

概要

2012年7月26日、米国財務省は、外国口座税務コンプライアンス法(以下、FATCA)規定を遵守するための政府間モデル協定(以下、「モデル協定」又は「IGA」)を公表しました。米国とフランス、ドイツ、イタリア、スペイン及びイギリス各政府との間で行われた交渉の結果公表されたモデル協定には、「相互協定 (Reciprocal version)」と「非相互協定 (Non-reciprocal version)」の二種類があります。この5カ国は、去る2012年2月8日に、FATCAに関する財務省規則案が公表されると同時に、FATCA実施に関する政府間の取組みを整備するという共同声明を発表していました。

モデル協定によれば、米国とFATCAパートナー国との間の政府間協定(IGA)は、2013年1月1日と、両国が同協定の施行に必要な内部手続がすべて完了したことを相互に通知した日のどちらか遅い日から発効することになっています。

モデル協定は、外国金融機関(以下、FFI)が自国の税務当局に特定の口座保有者に関する情報を報告するという、共同声明の中に明記されたアプローチを反映させたものとなっています。その代わりに、自動情報交換により米国に対して同種の情報を提供することになります。

モデル協定のうち相互協定では、米国は、FATCAパートナー国の税務当局に対し、互恵的に米国にあるFATCAパートナー国の国民の口座に関する情報を提供することになります。一方、モデル協定のうち非相互協定の場合は、それとは異なり、米国がFATCAパートナー国に対して情報を提供することはありません。

モデル協定は、基本契約と二種類の付属文書(ANNEX)で構成されています。基本契約では、基本的な定義、情報取得及び情報交換に関する米国及びFATCAパートナー国の義務、FATCAパートナー国の金融機関に対するFATCAの適用並びに遵守及び施行に関する協力手続等が規定されています。付属資料Iでは、FATCAに基づいて特定の種類の口座を特定し報告するためのデュー・デリジェンス(確認・精査)要件について規定しています。また付属資料IIでは、FATCA上、みなし遵守又は適用対象外として扱うべき金融機関及び年金、退職金制度又は税制上の優遇措置がある貯蓄制度等の金融商品のリストを明記しています。なお、付属資料IIIは対象国別に作成されるため、モデル協定では個別項目は規定していません。

モデル協定は、外国パススルー支払いや総受取額に対する源泉徴収関連の事務負担の軽減を目的として、米国及びFATCAパートナー国が「実務的かつ有効な」代替策整備に向けた共同作業を行うことに同意するものです。さらに対象国は、2017年までに、金融機関に対し、特定の口座に関して入手する情報の中に、他の国(法域)の納税者番号を含めるよう求める規則を整備することにも取り組むとしています。また対象国は、他国(法域)や経済協力開発機構(以下、OECD)のほか欧州連合(以下、EU)との間で、税務報告の統一化及び情報交換モデルに関する共同作業を行うことについても同意しました。最終的に米国は、自動情報交換の対応レベルを互恵的なものにすることも確約しています。

モデル協定の骨子

モデル協定の主な規定は以下のとおりです:

- ▶ **遵守期限の延長:** モデル協定は、モデル協定に反映されているとおり、新規口座に関するFATCAの要件遵守の導入手続の完了期限として、さらに6カ月間延長し、2013年12月31日を期限としました。その日までに開設された口座に対しては、既存口座に対する特定のデュー・デリジェンス手続を行うものとします。
- ▶ **既存口座に関するデュー・デリジェンス要件の簡略化:** モデル協定では、米国示唆情報がある既存口座については米国民口座として取り扱うことが可能になっています。これによって、口座保有者に対し、米国示唆情報を示す追加情報を要求する必要がなくなります。

各論

一般的な規定について

モデル協定は、米国の租税条約の中の情報交換規定及び租税情報交換協定(以下、TIEA)に従って運用されます。FATCAパートナー国で事業展開を行うFFIは、IRSではなくFATCAパートナー国の税務当局に対して、自社の米国民口座保有者に関する情報を報告します。その後、FATCAパートナー国の税務当局は、かかる情報を自動交換契約に基づいてIRSに報告します。モデル協定のうち相互協定の場合には、米国の金融機関及びIRSは、FATCAパートナー国の居住者が保有する口座について、FATCAパートナー国の税務当局に対し、同様に情報を提供します。IGA上、モデル協定では、金融機関の支店は、本社が設立された国(法域)ではなく、当該支店の所在地の国(法域)の税務当局に対して情報を報告するものと規定しています。

モデルII協定は間もなく公表される見込みで、これは2012年6月21日に米国とスイス及び米国と日本との間で公表された、二種類の共同声明も反映させたものになる予定です。7月26日に公表されたモデル協定(IGA)では、対象国(法域)の税務当局がIRSの要求に応じて情報を提供することに合意しているのに対し、モデルII協定は、金融機関が直接IRS(米国内国歳入庁)に情報提供するという点で異なっています。

今後数カ月のうちに公表が見込まれるFATCAに関する他の指針には、FFI協定の草案やFATCAの(財務省)最終規則も含まれています。この追加指針は、米国とのIGAを締結していない、FATCAパートナー以外の国(法域)の金融機関にとっては非常に重要なものとなるでしょう。

- ▶ **源泉徴収要件の削減:** モデル協定が導入されれば、FATCAパートナー国で事業展開を行うFFIに対し、FATCAに基づく源泉徴収義務が課されるケースは減ることになります。
- ▶ **保険会社への適用に関する明確化:** モデル協定は、年金契約及び新規保険契約に適用される閾値に関する定義を明確化しています。
- ▶ **国別規定を通じた明確化:** モデル協定に付属資料IIを含めることで、FATCA上適用対象外又はみなし遵守とされる金融機関、金融商品及び口座の国別リストが提供されるため、FATCA遵守に伴う事務負担が軽減されることとなります。

IRSは、情報報告の誤謬や漏れとなるような軽微な誤謬や事務管理上のミスがある場合には、FATCAパートナー国の金融機関に直接連絡する可能性もあります。重大な遵守違反の場合には、税務当局は現地国(法域)の国内法及び罰金を違反した金融機関に適用することになります。FATCAパートナー国の金融機関の場合、通知から18カ月以内にその遵守違反が是正されない場合には、IRSは当該金融機関を不参加FFIとして扱います。

FATCAパートナー国の遵守金融機関の取扱い

モデル協定の登録要件、デュー・デリジェンス要件及び報告要件を遵守したFATCAパートナー国の金融機関は、FATCAを遵守したものとして取り扱われ、支払いを受けた米国源泉所得に対し、FATCA上の源泉徴収を課されることはありません。ただし、FATCA以外の他の内国歳入法の規定に基づく源泉徴収を課される可能性はあります。これらのFFIは、非協力口座保有者に対する支払いに源泉徴収を行うことも、非協力口座保有者の口座を閉鎖することも、求められることはありません。

報告及び交換する情報

モデル協定の規定によれば、米国及びFATCAパートナー国は、各国(法域)の口座保有者情報を交換することに同意しています。米国人の口座保有者の場合、提供される情報は、財務省規則案によるものと概ね同じです。ただし、口座残高、価値及び当該口座への入出金金額の報告に関して、報告期間が暦年ではなく他の適切な報告期間に基づいても差し支えないという点についてのみ異なっています。この改訂は、報告期間が暦年ベースではないFATCAパートナー国の金融機関に対する、FATCA遵守上の事務負担を軽減するものとなっています。

モデル協定の相互協定に従って、米国からFATCAパートナー国へ提供される情報は概ね同じですが、勘定残高、価値及び当該口座への入出金の総額については、報告は求められていません。

デュー・デリジェンス要件

FATCAパートナー国の金融機関に適用されるデュー・デリジェンス要件は、モデル協定の付属資料IIに規定されています。デュー・デリジェンス要件は、既存口座と新規口座、また個人口座と法人口座では異なっています。すべての口座に関して、仮

一次的な源泉徴収義務を負う適格仲介業者(以下、QI)、Withholding Foreign Partnership又はWithholding Foreign TrustであるFATCAパートナー国の金融機関は、不参加FFIに対する源泉徴収対象となるすべての米国源泉の支払いに対し、30%の源泉徴収税を課することが求められています。不参加FFIへの支払いに関して仲介業者としての役割を果たす他のFATCAパートナー国の金融機関は、FATCAの源泉徴収及び当該支払いに関する報告上、支払者に対して情報を提供することが求められています。

既存口座に関しては、納税者番号は、当該金融機関のファイルに記載されている場合のみ、報告が求められることとなります。ただし、モデル協定では、そのような番号を収集する手続きは、2017年1月1日までに全面的な適用が求められると規定されています。

通常、情報は、当該情報に係る暦年度末から9か月以内に、税務当局間で交換されることとなります。ただし、2013年の情報交換に関するスケジュールについては、さらに一年間の時間的猶予が与えられており、期限は2015年9月30まで延長されています。情報交換に関する手続きの詳細は、モデル協定には含まれていません。具体的な手続きは、米国とFATCAパートナー間のTIEA及び租税条約の相互合意手続に従って、当該税務当局が整備することとなります。

に金融機関あるいは一部の高額口座に関してはリレーションシップ・マネージャーが、その証明書又は証明書類が不正確又は信頼できないことを知っている、又は知る理由がある場合、金融機関は証明書や証明書類に依拠することができません。

個人既存口座

モデル協定の付属資料IIに規定されている、個人既存口座に対するデュー・デリジェンス要件では、一定の時間的猶予が与えられており、遵守に向けての時間的余裕が確保できる形となっています。その要件のうちの主なものは下記のとおりです：

- ▶ モデル協定では、2013年12月31日現在開設されている口座を「既存口座」と定義しています。
- ▶ モデル協定では、高額口座(2013年12月31日現在又は翌年度以降の末日現在で100万米ドル超の残高がある口座)とそれ以下の低額口座とを区別しています。
- ▶ 既存の低額口座に関しては、当該口座に関して米国示唆情報が得られる状況に変化が生じるまでは、データ検索のみに依拠して差し支えないとされています。
- ▶ 既存の高額口座に関しては、文書記録の精査とリレーションシップ・マネージャーへの照会が必要とされています。ただし、文書記録の精査対象は、5年間の文書に限定されています。また、すべての示唆情報を網羅するに十分な情報が

データ検索可能な形式で電子ファイルに含まれている場合には、そのような精査は必要ありません。

- ▶ 既存口座に関して、必要なレビューを行った後で米国示唆情報が発見された場合、当該金融機関には、米国人口座であるという判断に反論する証明書類を求めない限り、当該口座を米国口座として取り扱うことが求められます。この手続きは、財務省規則案とは異なるものの、FATCAパートナー国の金融機関に対するFATCA遵守上の事務負担を軽減するものになると考えられます。
- ▶ 既存の低額口座に関するレビューは、2015年12月31日までに完了するよう求められています。既存の高額口座に関するレビューは、2014年12月31日までに終えるか、翌年度以降については、当該口座が高額口座となった年度の末日から6カ月以内に完了するよう求められています。
- ▶ 上述のレビューが完了した後は、状況に変化が生じるまで、それ以外の対応が追加で求められることはありません。

個人新規口座

閾値の対象となる口座以外の個人新規口座に関し、モデル協定では、金融機関に対して、口座保有者が米国市民又は米国居住者であるかどうかを判断できるような自己申告証明書を入手するよう求めています。金融機関は、マネーロンダリング防止規定(以下、AML)及び本人確認(以下、KYC)手続上入手し

た書類等、口座開設にあたって入手した情報に基づいて、自己申告書類が適切かどうかを確認する必要があります。一旦レビューが完了した後は、状況に変化が生じるまで、それ以外の対応が追加で求められることはありません。

法人既存口座及び法人新規口座

法人口座に関しては、モデル協定では主に法人の分類という観点から対応しており、当該国のAML/KYC手続上収集した、自己申告証明書や情報が主なよりどころとなっています。

法人既存口座に対しては、下記の確認手順が必要となります：

- ▶ 法人がFATCAパートナー国に所在する金融機関又はその支店である場合には、追加の質問は必要ありません。ただし、場合によっては、IRSはそのような企業をNPFFI(不参加FFI)として取り扱う可能性もあります。
- ▶ 法人がFATCAパートナーではない国(法域)に所在する金融機関である場合には、FATCAパートナー国の金融機関は、当該金融機関のFATCA上のステータスを確認できる証明書を入手する必要があります。また、当該法人が参加FFI又は登録みなし遵守FFIである場合には、FFI識別番号が必要となります。
- ▶ 法人既存口座を非金融外国事業体(以下、NFFE)が保有している場合には、FATCAパートナー国の金融機関は、当該法人が能動的NFFE(モデル協定では、多数のNFFEカテゴ

リーが含まれる見込みである)か受動的NFFEかを判断する必要があります。当該法人が受動的NFFEである場合には、FATCAパートナー国の金融機関は、その「コントローリング・パーソン(支配を行う者)」を特定し、その人物が米国市民又は米国居住者であるかどうかを見極める必要があります。コントローリング・パーソンの特定は、現行のAML/KYC手続上入手した文書のレビューを通じて行うことが可能です。財務省規則案によると、この目的上AML/KYC手続にどこまで頼るかについては依然として不明瞭であるものの、FFIの負担軽減に繋がるものと受け止められています。コントローリング・パーソンが米国市民又は米国居住者であるかどうかを判断するにあたっては、当該口座残高が100万米ドル以下の場合には、AML/KYC手続で入手した情報をよりどころとして差し支えないとされています。また、口座残高が100万米ドル超の場合には、NFFEの代わりに自己申告証明書が必要となります。NFFEのコントローリング・パーソンが米国市民又は米国居住者の場合には、口座は米国人口座として扱われます。

- ▶ 法人既存口座に関するレビューは、2015年12月31日までに終える必要があります。

また法人新規口座に関しては、FATCAパートナー国の金融機関は、当該法人のFATCA上のステータスを確認する必要があります。FATCAパートナー国の金融機関は、口座保有者がそのように一般的に見られている場合、当該口座保有者をFATCAパートナー国に所在する金融機関であると判断することができます。それ以外のすべての場合においては、口座保有者は、

業界特有の問題の取扱い

モデル協定には、特定の業界に向けたいくつかの追加の指針を定めた規定が含まれています。

- ▶ 「カストディ機関」の定義上、当該機関が第三者のために「事業の相当な割合」として金融資産を保有しているかどうかの検証は、(i) その検証が行われる年度に先立つ12月31日に終了した3年間(暦年ベースでない場合には当該会計期間の末日)又は(ii) 当該機関が存続している期間のうち、どちらか短い期間に稼得した対象業務からの総収入が、当該機関の総収入の20%以上となるかどうかで判断します。
- ▶ キャッシュバリューが5万米ドル未満となる、キャッシュバリューを有するの新しい保険契約は、閾値によってFATCAの適用から除外されます。

影響

モデル協定の公表は、歓迎すべき動きとして好意的に受け止められています。モデル協定に盛り込まれているアプローチは、データプライバシーや源泉徴収に関するFATCA上の要件と各国の法規制との間の齟齬に対応するほか、FATCAパートナー国の金融機関による事務負担を軽減するものとなっています。モデル協定は、一ないし複数のFATCAパートナー国でのみ事業展開している金融機関に対し、FATCA上の要件を遵守するための準備に充てる時間的猶予を与え、遵守手続を簡素化するものです。この点で、米国と個々のFATCAパートナー国との間で締結されるIGAに含まれる国別の付属資料IIIには、重要な軽減措置が追加で盛り込まれることが見込まれます。

モデル協定は、米国と欧州5カ国による共同声明として発表されました。ただし、モデル協定は他の国(法域)でも適用可能なアプローチを盛り込んでおり、米国が、このような協定の締結に関心を寄せる他国(法域)との間でも交渉を進めることが見込まれています。

自身のFATCA上のステータスを確認できる自己申告証明書を提出する必要があります。

既存口座も新規口座も、上述されているレビューが一旦完了した後は、FATCAパートナー国の報告金融機関が、証明書又はその他の書類が正確でないことを知っている、または知る理由があることについて状況の変化がない限り、それ以外の対応が追加で求められることはありません。

- ▶ 保険会社間の再保険契約は、キャッシュバリューのある保険契約の定義から除外されます。
- ▶ 年金や障害年金のために、個人に対して支給される投資連動型ではない一定の年金契約は、モデル協定の付属文書IIでFATCAの適用から除外されます。
- ▶ FATCAパートナー国の法規制上、米国居住者に販売できない既存の保険契約又は年金契約については、FATCAパートナー国又は米国の法規制上、当該契約を米国居住者に販売することができず(当該金融機関が米国法で求められる登録を受けていない等)、FATCAパートナー国の法律に基づいて居住者が保有する保険契約に関する報告や源泉徴収が求められている限り、FATCA上における特定報告対象から除外されます。

モデル協定が導入されたとしても、依然としてFATCAの要件を遵守するという重大な課題に直面していることには変わりありません。さらにFATCAパートナー国以外でも事業展開しているグローバルな金融グループには、最終化される財務省規則によるFATCA要件だけでなく、モデル協定によって修正緩和された要件双方を反映させた、プロセス・システムの導入が求められる可能性があり、その結果として遵守に向けた対応が複雑なものになることも想定されます。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

IRS Circular 230に基づく免責事項

本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避並びに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものでなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20120814-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。